

町長日誌

(10月1日～31日)



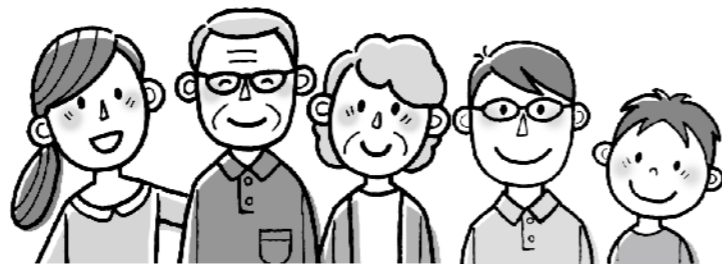
3日	北保育所運動会
4日～6日	北総東部土地改良区理事会(香取市) 田子町にんにくとへごまつり参加(青森県)
8日	久賀地区「老人のつどい」 ANA成田エアポートサービス(株)設立記念パーティー(成田市)
9日	多古町農業再生協議会 国民健康保険団体連合会表彰選考委員会(千葉市)
10日	多古・久賀幼稚園合同運動会 中地区敬老会 香取・東総社会教育振興大会 こども園入園説明会
12日	町民大運動会
13日	JA多古町園芸部収穫祭 および秋冬野菜販売会議
14日～15日	区長会旅行(福島県)
17日～20日	Oishii JAPAN 2013 in シンガポール
21日	満百歳祝記念品贈呈訪問
23日	多古第二地区楽宴会(敬老会)
30日	農業委員会建議書受領 いきいきフェスタTAKO2013実行委員会 多古第二小学生と町長とのお話し会



区長会旅行 若松城跡(鶴ヶ城)での記念写真

ご存じですか?

高額医療・高額介護 合算療養費制度



『高額医療・高額介護合算療養費制度』とは、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の費用負担を軽減するための制度です。

同一の医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など)かつ同一世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計(※1)が一定の額(自己負担限度額※2)を越えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

- (※1) 「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は差し引きます。
- (※2) 自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得などによって異なります。詳細は、住民課国保年金係までお問い合わせください。

申請の方法・お問合せ先

●多古町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者

12月下旬から1月中旬を目途に、支給対象となる世帯(平成24年8月1日から平成25年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く)に対して申請関係書類を郵送する予定です。

定められた期間内に、住民課国保年金係へ申請してください。

お問合せ先 ● 住民課国保年金係 ☎76-5405

●その他の医療保険(職場の健康保険など)の加入者

事前に保健福祉課介護保険係(保健福祉センター内 ☎76-3185)にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、これを添付して、加入している医療保険の窓口へ申請してください。

お問合せ先 ● 加入している医療保険の窓口

平成24年8月1日から平成25年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった場合は、基準日(平成25年7月31日)時点の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

切り替えると安くなる?
国民健康保険加入者のかたへ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付します。

※写真はイメージです。

国民医療費の総額は今や36兆円を超え、10年前と比較して2割近く増加しています。医療技術の進歩、高齢化等により、今後も医療費の上昇が見込まれる中、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療を確保した上で効率化を図ることが重要です。そこで、総医療費の約2割を占める薬剤費を軽減するために「ジェネリック医薬品」の使用が推進されています。

町でも増え続ける医療費を抑えるため、薬剤費を減らす取り組みを始めました。一定の期間において皆さんが使用した薬を「ジェネリック医薬品」に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかを計算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を対象者の方に送付します。皆さんの薬代や国保財政の負担軽減に効果がありますので、このお知らせを参考にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

※ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません

送付対象者

平成25年8月の1カ月間に診療を受けた方で、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額を軽減できると見込まれる方へ、12月中に案内を送付します。

【ジェネリック医薬品に切り替える際の注意点】

- 使用されている添加物によっては、アレルギー反応などの注意が必要な場合もあります。かかりつけの医師や薬局の薬剤師と十分にご相談ください。
- 医師の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

お受け取りになった「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」に関するご質問は、送付された通知書に記載のコールセンターにお問い合わせください。

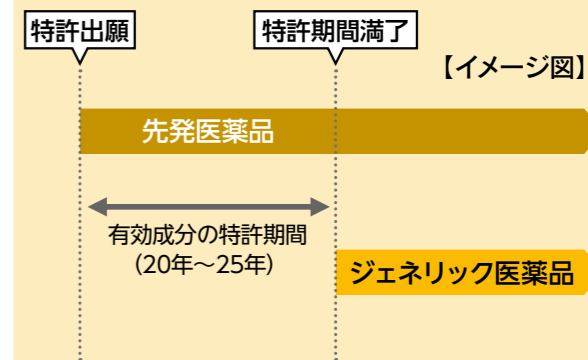
増加し続ける医療費を節減するためにも、皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問合せ先 ● 住民課国保年金係 ☎76-5405

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価な薬です。

薬も他の発明品と同じく「特許」があります。新たに開発された薬は特許権に守られ、開発した会社が独占的に製造販売しますが、20年～25年の特許期間が過ぎると、他の会社も同じ成分・効果をもつ薬を製造することができますようになります。これが「ジェネリック医薬品」です。効き目はもちろん安全性も同等ですので、安心して使うことができ、価格も3割～5割程度安くなる場合があります。



ありがとうございました!

10月17日ゴルフ倶楽部成田ハイツリーで行われました第4回多古町チャリティーゴルフ大会には153名の参加があり、たくさんの方のご協力とご賛同をいただき、134,500円が集まりました。このお金は今後のジュニアゴルファー育成活動として活用させていただきます。(多古町体育協会ゴルフ部)

